



朝鮮産米増殖計劃ノ大要ト所要資金調達方法

第一、計劃ノ大要

一、大正九年ノ朝鮮産米増殖計劃トノ關係

朝鮮總督府ハ曩ニ大正九年産米増殖計劃ヲ樹テ同年以來十五ヶ年間

ニ 工事費

灌溉改善 二二五〇〇〇町歩 六九〇〇〇〇〇圓

地目變換 一一二、五〇〇 四五〇〇〇〇〇

開墾干拓 九〇〇〇〇 五四〇〇〇〇〇

計 四二七、五〇〇 一六八、〇〇〇〇〇

ノ土地改良事業ヲ完成シ同時ニ耕地全部ニ對シ耕種法ノ改良ヲ行ヒ之ニ依リテ米産額八百九十九萬五千石ヲ増加スルノ豫定ヲ以テ計劃ノ實行ニ努メ來リシカ其ノ進捗豫期ノ如クナラス今日迄ニ土地改良事業ノ完成シタルモ尙九萬町歩ニ過キス

(國庫、一四、九、二八)

6-9  
15

大正九年ノ土地改良事業ノ進捗状況ニ関スルハ、前記大正九年ノ計劃ヲ打切り之レニ代ハルモノトシテ、今後實行セムトスルモノナリ。

二、今回ノ計劃ノ事業種別

甲、土地改良事業

本計劃ノ根幹ヲ成スモノニシテ、其ノ内容左ノ如シ

灌漑改善 一八五〇〇〇町歩

地目變換 九〇〇〇〇

開墾干拓 七五〇〇〇

計 三五〇〇〇

即チ大正九年ノ土地改良事業豫定面積四十二萬七千町歩ヨリ既成面積九萬町歩ヲ控除シタルモノニ二萬町歩ヲ加ヘタルモノナリ

乙、施肥及耕種法ノ改良

甲ノ土地改良施行地域 三五〇〇〇町歩

其ノ他土地改良ヲ施行セサル地域 一、三九〇、三〇〇

大正九年

1,400,000 (町歩)  
5,000,000 (町歩)

今回朝鮮總督府ニ於テ提案セル計劃ハ前記大正九年ノ計劃ヲ打切り

二、今回ノ計劃ノ事業種別

甲、土地改良事業

本計劃ノ根幹ヲ成スモノニシテ其ノ内容左ノ如シ

灌漑改善 一八五〇〇〇町歩

地目變換 九〇〇〇〇

開墾干拓 七五〇〇〇

計 三五〇〇〇

即チ大正九年ノ土地改良事業豫定面積四十二萬七千町歩ヨリ既成

面積九萬町歩ヲ控除シタルモノニ二萬町歩ヲ加ヘタルモノナリ

乙、施肥及耕種法ノ改良

甲ノ土地改良施行地域 三五〇〇〇町歩

其ノ他土地改良ヲ施行セサル地域 一、三九〇、三〇〇

大 藏 省

其ノ土地改良事業ニ係リテハ、  
甲ノ土地改良事業ハ十年計劃ト稱スルモ着手後完成迄二ケ年ヲ要ス  
ルヲ以テ全部ノ完成ハ十二ケ年ナリ  
乙及丙共ニ十ケ年間ノ豫定  
四、事業施行者  
甲ノ土地改良事業ハ左ノ通り區分シ之ヲ實施ス  
(1) 總督府ニ於テ設計監督ヲ爲ス分 一四〇、〇〇〇 町步  
一地區二百町步以上ノ面積ニシテ水利組合ノ事業トシテ施行セ

計

一、七四〇、三〇〇 町步

ニ對シ施肥ノ増加並優良種苗、農具及耕牛ノ供給等耕種法ノ改良  
ヲ行ハントスルモノナリ

丙、自作農創成

將來農村ノ健實ナル發達ニ資スルノ目的ヲ以テ一ケ年一千戸宛今  
後十ケ年間ニ一萬戸ノ自作農ヲ創成セムトスルモノナリ、

三、施行年限

甲ノ土地改良事業ハ十年計劃ト稱スルモ着手後完成迄二ケ年ヲ要ス  
ルヲ以テ全部ノ完成ハ十二ケ年ナリ

乙及丙共ニ十ケ年間ノ豫定

四、事業施行者

甲ノ土地改良事業ハ左ノ通り區分シ之ヲ實施ス

(1) 總督府ニ於テ設計監督ヲ爲ス分 一四〇、〇〇〇 町步

一地區二百町步以上ノ面積ニシテ水利組合ノ事業トシテ施行セ

一、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

二、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

三、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

四、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

五、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

六、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

七、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

八、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

九、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

十、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

一、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

二、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

三、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

四、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

五、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

六、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

七、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

八、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

九、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

十、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

一、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

二、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

三、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

四、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

五、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

六、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

七、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

八、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

九、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

十、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

一、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

二、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

三、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

四、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

五、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

六、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

七、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

八、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

九、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

十、東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分  
 一〇〇、〇〇〇 町步

ラブルモノ所要資金ハ主トシテ殖産銀行經由融通セシム

(四) 東拓ニ於テ工事代行ヲ爲ス分 一〇〇、〇〇〇 町步

一、地區二百町步以上ノ面積ニシテ總督府ニ於テ實施設計ヲ爲ス  
 分ヲ除キタルモノ但シ水利組合タルト共同事業タルト個人事業  
 タルトヲ問ハス資金ハ東拓ニ於テ擔當ス

(ハ) 地方廳職員ニ依ル分 六〇、〇〇〇 町步

一、地區二百町步未滿ノ小規模事業ハ地方ノ實情ニ鑑ミ適宜地方  
 職員ヲシテ之ニ當ラシム其ノ水利組合タルト個人事業タルト又  
 地目ノ如何ヲ問ハス所要資金ハ主トシテ殖産銀行經由融通セシ  
 ム

(ニ) 個人事業ノ分 五〇、〇〇〇 町步

大規模ノ開墾干拓事業ハ寧ロ個人企業ニ委ネ唯補助金及低利資  
 金ノ斡旋ニ止ム

乙及丙ニ付テハ朝鮮殖産銀行及金融組合等ヲシテ所要資金ヲ農民又



右ノ中低利資金ハ年六分二十五ケ年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依リ  
貸付ヲ爲サムトスルモノナリ  
乙ニ對スルモノ  
大正十五年度以降十ケ年間ニ  
毎年 約 四〇〇〇〇〇〇〇圓  
總額 三九、四二〇、〇〇〇

六、所要資金額

甲ニ對スルモノ

大正十五年度以降十二ケ年間ニ左記金額ヲ要ス  
人件費 八、八〇六、〇〇〇圓

補助金 灌溉改善ニ對シ二割五分  
地目變換ニ 二割五分  
開墾拓ニ 三割  
六五、〇七〇、〇〇〇

低利資金貸付 二三八、一八〇、〇〇〇

計 三一三、〇五六、〇〇〇

右ノ中低利資金ハ年六分二十五ケ年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依リ  
貸付ヲ爲サムトスルモノナリ

乙ニ對スルモノ

大正十五年度以降十ケ年間ニ

毎年 約 四〇〇〇〇〇〇〇圓

總額 三九、四二〇、〇〇〇

大正十五年	...	...	...	...	...
大正十四年	...	...	...	...	...
大正十三年	...	...	...	...	...
大正十二年	...	...	...	...	...
大正十一年	...	...	...	...	...
大正十年	...	...	...	...	...
大正九年	...	...	...	...	...
大正八年	...	...	...	...	...
大正七年	...	...	...	...	...
大正六年	...	...	...	...	...
大正五年	...	...	...	...	...
大正四年	...	...	...	...	...
大正三年	...	...	...	...	...
大正二年	...	...	...	...	...
大正一年	...	...	...	...	...
大正	...	...	...	...	...
明治	...	...	...	...	...

ノ低利資金ヲ要ス利率期限大体甲ノ低利資金ニ同シ

丙ニ對スルモノ

大正十五年度以降十ケ年間ニ

毎年

三〇〇〇〇〇〇〇 圓

總額

二〇〇〇〇〇〇〇〇

ノ低利資金ヲ要ス利率年六分期限二十ケ年

以上甲乙丙合計

三七一、四七六、〇〇〇 圓

第三、資金調達方法

本計畫ノ内容ニ付テハ技術上ノ方面ヨリ更ニ細密ナル調査ヲ遂クル必要アリ其ノ結果所要金額ニ付テモ相當削減ノ餘地アル可シト思惟セラ  
 ルルモ假リニ本計畫ヲ其ノ儘是認スルモノトシテ茲ニ其ノ資金調達ニ  
 關スル大体方針ノミヲ考按スヘシ唯本計畫中自作農創成ニ關スル部分  
 ハ産米ノ増殖ト直接ノ關係ヲ有セス之ヲ切離シテ考へ得ルモノト認メ  
 ラルルヲ以テ茲ニハ之ヲ除外シ







（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

等外國市場ニ於テ發行スルコト此ノ場合ニハ政府元利支拂保證ニ付議  
會ノ協贊ヲ經ル必要アリ  
次ニ低利資金ノ利率ニ付本計畫ニ於テハ六分ヲ希望スルモ前記ノ方法  
ニ依ルトキハ預金部及簡易生命保險積立金ノ分ハ大体ニ於テ六分（預  
金部及積立金ヨリ五分銀行利轄一分）債券發行ニ依ル分約九分（債券  
發行利廻七分五厘、銀行ノ利轄一分五厘ト見ル）ト見込平均七分五厘  
ニシテ豫定利率六分ヨリ一分五厘高トナルモ實際補助金ヲ増加シテ之  
ヲ補填スル外之以上金利負擔ヲ輕減スル方法ナキヲ以テ若シ補助金ノ  
増額豫算計畫絕對不可能ナルニ於テハ七分五厘ヲ標準トシテ計畫ヲ適  
宜改定スルノ外ナカルヘシ

